

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年8月10日(水)午後3時00分～午後3時40分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6・7
3. 出席委員 (10名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	欠 席
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	欠 席	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鷺山 久雄	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	欠 席		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 (3名) 3番 前田委員 13番 中江委員 推進委員1番 安井委員

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農地法第5条規定による申請の件

議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第5号 その他

1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について

2) 許可受理の取消願について

3) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第7号規定による転用届出の件

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村岡 司朗 農地係長 松村 高宏

## 7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から定例委員会を開催致します。  
 本日は、委員11名出席で、定数は満たされておりますので、総会が成立することを報告致します。また、推進委員さんは3名出席いただいています。  
 (会長あいさつ)

議 長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。  
 私から指名させて頂くことに異議などございませんか。  
 (異議なしの声有り)

議長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に1番、西川委員さんと2番、小川委員さんのお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の村岡局長、松村係長を指名しますので、よろしくお願い致します。

議長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。  
まず、議第1号を議題と致しますが、この案件につきましては、上田委員の親族が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室して頂きます。

(上田委員 退出)

それでは事務局より説明願います。

事務局 議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため、贈与及び売買による所有権移転でございます。

番号1番 申請地、大字松塚183番1(田)1,135㎡、大字松塚363番1(田)188㎡、大字松塚434番(田)1,368㎡、大字松塚477番1(田)1,352㎡、大字松塚491番1(田)1,200㎡、大字松塚544番(田)719㎡、大字松塚553番1(田)620㎡、大字松塚553番3(田)590㎡、大字松塚554番(畑)現況(田)234㎡、大字松塚555番(田)1,813㎡、大字松塚650番(田)1,110㎡、大字松塚692番1(田)1,023㎡、合計12筆 11,352㎡です。  
譲受人、譲渡人は表記のとおりです。贈与による所有権の移転で、申請理由は、後継者育成のためでございます。譲受人の耕作面積は、11,922㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第3番目、中和幹線■側、及び近鉄松塚駅■側周辺です。

番号2番 申請地、大字松塚119番(田)現況(畑)面積992㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、申請理由は規模拡大のためでございます。譲受人の耕作面積は、5,807㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第4番目、松塚池■側約20mのところ です。

以上、議第1号につきましては、2件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件や常時従事要件につきましては、1番につきましては、従前より耕作している農地であり、今後も農作業を効率的に利用され、農作業にも常時従事されることが見込まれますので、支障がないものと判断致します。2番につきましても、認定農業者であり、農機具の保有状況等から、規模拡大されても効率的に利用され、常時従事し耕作されることが見込まれ支障のないものと判断致します。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、どちらも従前より地域で耕作を行われておりますので支障なく行われることが見込まれ、耕作規模からしても、農業上の総合的利用には、いずれも従来のとおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の

すべてを満たすものと判断致します。

ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第 1 号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議 長 　質問がないようですので採決致します。

それでは、議第 1 号、農地法第 3 条第 1 項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員挙手ですので、議第 1 号は、委員会処理に決定致します。

次の議題に入ります前に、上田委員の入室、着席をお願い致します。

（上田委員、入室、着席）

続いて、議第 2 号を議題と致します。それでは事務局から説明願ひします。

事務局 　議第 2 号、農地法第 4 条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号 1 番、申請地、大字大谷 2 9 2 番 1（田） 9 5 1 m<sup>2</sup>、申請人は表記のとおりです。転用目的は、露天資材置場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第 1 番目、香芝自動車学校より■■■へ 3 0 0 m のところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議第 2 号につきましては、1 件の申請でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願ひします。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号 1 番大谷の申請ですが、現況は、水稻を作付されています。周囲の状況は、東側は宅地と畑、西側は田、南側は工場、北側は道路です。北側の道路の高さまで盛土し、土砂の流出がないように造成されます。隣接の農地の所有者と大谷水利組合から同意を得ています。雨水は、自然浸透で北側の水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われれます。

以上、農地部会としては、妥当な申請であろうという審議結果でした。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願ひします。

事務局 　それでは説明させていただきます。

申請地の農地区分につきましては、近鉄築山駅より約 6 0 0 m のところに位置し第 2 種農地と判断致します。

まず、資力、及び信用につきましては、自己資金でまかなう計画で金融機関の預金通帳の写しが添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、転用後、貸出する相手も決まっており、許可後すぐに着工し、約 2 ヶ月で完成を予定されているよう確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当

な面積であると考えます。

以上、ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願ひ致します。  
(なしの声有り)

議 長 　ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。  
議第2号、農地法第4条規定による申請の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願ひ致します。  
(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。  
続いて、議第3号を議題と致します。事務局より説明願ひます。

事務局 　議第3号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。  
本件は、市街化調整区域内の農地の所有権を移転し、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字勝目64番1(田)442㎡、

譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、転用目的は、一戸建専用住宅1戸を建築するための転用でございます。

場所は、部会現地調査順序表第2番目、近鉄南大阪線浮孔駅より■■■に約150mのところ。申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議第3号につきましては1件の申請でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願ひます。  
部会長 　それでは農地部会の審議内容を報告させていただきます。

番号1　勝目の一戸建専用住宅への転用の申請ですが、申請地の現況は、一部地上げし畑として使用されています。

周囲の状況は、北側は道路、南側は畑、西側、東側は田となっております。

周囲にCBをもうけ地上げし、土砂の流出がないように造成されます。汚水は、合併浄化槽をもうけ、雨水とともに北側水路に排水されます。隣地農地の方や、勝目水利組合からの同意は得ています。周囲への被害はないものと思われま。

農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。

以上、報告させていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明を願ひします。

事務局 　番号1の農地区分につきましては、駅より300m以内に位置しており、第3種農地に該当いたします。

まず、資力、及び信用につきましては、自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えま。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し、約1年間で完成ということですので、事業計画内容からして確実と考えま。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると判断致します。以上、ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第3号について何かご意見、ご質問のある方は挙手でお願い致します。

（なしの声有り）

議 長 　ご質問等がないようですので、採決致します。議第2号、農地法第5条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第3号については、県へ送付することに決定致します。

続いて、議第4号を議題と致します。

事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。

農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者は表記のとおりです。利用権を設定する農地、大字根成柿116番1（田）687㎡、大字根成柿132番1（田）1,331㎡

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、利用期間は、市公告日翌日から令和7年6月30日までの約3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。

この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせて頂きますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

議 長 　ご質問などがありませんので、採決致します。

それでは、議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第4号につきましては、農業振興課に対し原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

続いて議第5号を議題と致します。

事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第5号、その他の1番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について説明致します。本件は、租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受けるため、証明の願出をされているもので、税務署への相続税申告の書類の一部として必要にな

るものでございます。

番号1番、所在地、大字有井126番1(田)1,000㎡ 大字有井361番2(畑)284㎡、相続人、被相続人は表記のとおりです。賃貸借権の相続です。

以上の調査内容と致しまして、相続人が引き続き農業経営を行うとのことでありますので、あらかじめ事務局で、証明に伴う調査書により令和4年7月26日に現況が適切な農地であり、以前より相続人が耕作されていることの実事確認を致しましたので、適格要件を満たしているとの判断を致しております。ご決定を頂きますと申請者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願いします。

(なしの声あり)

議長 ご質問などがないようですので採決致します。それでは、議第5号、その他1番について、承認することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第5号、その他の1番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認については、事務局処理に決定致します。それでは議第5号、その他2番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第5号その他の2番、許可・受理の取消願について説明致します。

番号1番、転用届出地、東雲町912番1(畑)59㎡

番号2番 転用届出地、東雲町912番2(畑)79㎡

譲受人は表記のとおりです。1番が5条、2番が4条の届出で平成4年2月29日に受理されましたが、計画が白紙になり、転用せず30年以上畑として耕作され、今後も農地として利用していくため取消願を提出されました。事務局で現地を確認いたしましたところ、全体に野菜を作付され畑として耕作されておりました。地区担当の本郷委員さんにもご確認いただいております。

以上、許可・受理の取消願については、2件の願い出でございます。

議長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願いします。

1番事務局 届出されたのが、かなり前ですが、なぜ今回取消願を提出されたのですか。

今年度生産緑地を新たに申請受付された際に、現況は農地でしたが、届出されていなかったので、取消していただくようお願いし提出いただきました。

11番 申請者からお聞きしたところ、生産緑地申請するためだと聞いております。

現地も確認いたしました、畑としてきれいに耕作されておりました。

議長 他にご質問ありませんか。ないようですので採決致します。それでは、議第5号、その他2番について、承認することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第5号、その他の2番、許可・受理の取消願の承認については、事務局処理に決定致します。本郷委員さんには、大変お忙しい中ご確認いただきありがとうございました。

それでは、続いて議第5号、その他の3番を議題と致します。

事務局から説明願います。

事務局 議第5号その他の3番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件と報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件について続けて説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、令和4年6月26日から令和4年7月25日までの届出分でございます。

報告第1号 番号1番 転用届出地、大字市場524番1(田)433㎡、

届出人は、表記のとおりです。転用目的は、露天駐車場でございます。令和4年7月6日に確認委員の藤岡委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

続きまして、報告第2号 番号1番 転用届出地、大字有井156番3(田)60㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。転用目的は、露天駐車場で、売買による所有権の移転でございます。令和4年7月2日に確認委員の奥本委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、第4条関係、1件、第5条関係、1件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。  
(なしの声あり)

議 長 ご意見ご質問ないようですので、その他の3番を終わります。  
確認委員の藤岡委員さん、奥本委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございました。

議 長 議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ないようですので、これで8月の定例委員会を終らせて頂きます。  
委員の皆様方には、大変お暑い中お越しいただき、ご苦労様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 弓 場 一 郎 印

署名委員 西 川 達 也 印

署名委員 小 川 隆 興 印